



帰国した年の年末調整と確定申告

第323回

三田さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：三田さん、こんにちは。マレーシアでのお仕事はいかがですか？

三田さん：実を言うと2年間のプロジェクトが無事に完了しまして、今年の4月に帰国したところです。そこで年の中途に帰国した場合の年末調整や確定申告の手続きについて教えていただけますか？

みらい：そうでしたか、2年間お疲れさまでした。まず、確定申告についてご説明すると、帰国をした年の給与所得以外の所得が20万円を超える場合、帰国した年の翌年2月16日から3月15日までの間に申告をする必要があります。ただし、給与以外の収入が無い場合には、通常、確定申告する必要はなく、年末調整のみとなります。

三田さん：年末調整を受ける場合に必要となる手続きはありますか？

みらい：帰国日以後に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を会社に提出し、帰国日以後に支給期の到来する給与について年末調整を受けることとなります。

三田さん：4月に支払われた給与には、マレーシアで働いていた期間の給与も含まれているはずですが、その分の給与は所得税の計算対象から除かれますか？

みらい：いいえ。税務的には、日本に帰国した日から日本の居住者となります。それ以後に支給された給与については、非居住者であった期間の勤務に対応する給与が含まれていても非課税とはならず、その給与総額について日本で課税されます。

三田さん：そうなんですね。年末調整について、他に注意すべきことはありますか？

みらい：例えば、社会保険料控除や生命保険料控除などは、日本の居住者である期間内に支払った金額のみが控除の対象です。つまり、帰国してから年末までに支払った金額が控除の対象になります。

三田さん：私は、帰国後に今年の生命保険料を年払いで支払う予定なのですが、年払いの保険料は、月割

りで按分計算が必要ですか？

みらい：いいえ。「支払の時点」で判定するので、年払いの保険料を支払う時点で居住者であれば、支払額の全額が控除の対象となります。ただし、いわゆる「前納払い」の保険料については、預けた保険料が払込応答日に充当されるので、非居住者期間内に支払期日が到来している部分については、控除の対象となりません。

三田さん：分かりました。配偶者控除については、どうなりますか？

みらい：はい。年末調整する際の配偶者控除や扶養者控除については、「その年の最後に給与の支払いをする日」の現況において判定されますので、通常の国内勤務の場合と変わりません。

三田さん：私は給与以外の所得が無く、日本を出国した年は年末調整だけでした。帰国した年も確定申告は、必要ないでしょうか？

みらい：給与所得以外の所得が無い場合でも、帰国後の医療費について、医療費控除を受ける場合や帰国直後に新規で住宅ローン控除の適用を受ける場合なども必要になります。また、ふるさと納税などで寄附金控除を受ける場合も確定申告が必要になる場合がありますよ。

三田さん：よく分かりました。ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内25拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)・バングラデシュ(ダッカ)
JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：<http://www.miraic.jp/>